

## 有害物質使用特定施設に関するQ & Aについて(追加版)

### [質問1]

「土壌汚染対策法第3条第1項の土壌汚染状況調査について」(平成15年5月14日付け環水土発030514001号、環境省土壌環境課長通知。以下「平成15年土壌課長通知」という。)においては、「添加剤等として特定有害物質を微量(1%未満)含む物質の製造、使用又は処理」については、有害物質使用特定施設に該当しないとあるが、どう判断すべきか。

### 【回答】

平成15年土壌課長通知における当該部分については、例えば、原材料たる製品そのものの品質を保持するために添加している物質使用、有害物質の使用の有無の把握について、P R T R法(※)に基づくMSDS(Material Safety Data Sheet(化学物質等安全データシート))の情報以外に把握する方法がない場合が相当し(なお、MSDSに関しては、質問2も参照願います。)、これらの場合には、有害物質使用特定施設に該当しないとしているものです。

(※) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

なお、添加剤等として有害物質を微量含む物質であったとしても、例えば、酸又はアルカリによる表面処理施設において用いられている表面処理剤にフッ化水素を添加し使用する場合や、染色施設において用いられている染料に重クロム酸を添加し使用する場合は、それぞれ、フッ化水素が表面処理剤として、また、重クロム酸が染料として有用に働くことを期待して意図的に用いているため、当該施設は有害物質使用特定施設に該当すると考えられます。

### [質問2]

製品等に添付されたMSDSで、有害物質の使用が確認できない場合(P R T R法の指定化学物質等については含有量1%未満、特定第1種指定化学物質については含有量0.1%未満の場合は記載されない)、当該製品を使用、処理等する施設は有害物質使用特定施設ではないとみなしてよいか。

### 【回答】

有害物質の使用の有無の把握について、MSDSの情報以外に把握する方法がない場合には、MSDSの情報を判断の参考として差し支えありません。ただし、MSDSの情報以外で有害物質の使用の有無の把握ができる場合には、当然、判断の参考とする必要があります。

その結果、有害物質が含まれていることが判明した際には、含有量にかかわらず、特定施設において当該有害物質を施設の目的に沿って原料、触媒等として使用しているか(有害物質使用特定施設に該当するか)を確認していただくこととなります。

ただし、MSDSの情報又はそれ以外の方法により有害物質が含まれないと判断されたとしても、その後、何らかの方法で特定施設での目的に沿った有害物質の使用等が判明した場合などは、当該特定施設は有害物質使用特定施設であると判断されることとなります。

有害物質貯蔵指定施設についても同様に判断することとなります。